

大牟田テニス協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は大牟田テニス協会と称し、事務所を会長宅におく。
- 第2条 本会はテニスの普及、発展ならび会員相互間の親睦を図り、体位の向上ならび運動精神の修繕發揮に資することを目的とする。
- 第3条 本会は大牟田市体育協会に加盟するものとする。
- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事項を行う。
1. 大牟田オープンチーム対抗戦（主催）
 2. 大牟田 OPEN テニストーナメント（主催）
 3. おおむた市民テニス大会（主催）
 4. 大牟田シニアオープンテニス大会（主催）
 5. ローレル杯テニストーナメント（主催）
 6. CAFTO 杯（主催）
 7. その他本会の目的遂行に必要又は有益な事業を行い又はその指導をすること。
- 第5条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は団体会員、学校団体会員とする。
- 第7条 本会に入会するものは、本会所定の申込書により申込み、理事会の承認を受けなくてはならない。本会を退会するものは、予めその理由を付して届けなければならない。
- 第8条 1. 会員は会費として次の金額を当該年度末日までに納入しなければならない。
- 1) 団体会員
 - 30名まで 10,000 円
 - 30名を超えるごとに 10,000 円
 - 2) 学校団体会員 会費免除
- ただし、個人で行事に参加する場合の賛助会費 1,000 円
2. 年度中途において入会したものの会費は次の通りとする。
- 1) 6月末日までに入会したものは、その年度の会費全額
 - 2) 7月以降入会したものは、その年度に会費のうち半額
3. いったん納入した会費は退会の際も返還しない。
- 第9条 会員が本会規約に違反し、又は本会の対面を傷つける行為があったと認められるときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

第3章 運 営

- 第10条 本会には次の役員をおく。
- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事長 1名
- 常務理事 5名（会計1名含む）
- 理事 加盟団体より1名 加盟会員数の単位に応じ増員することができる。
- 監査 2名
- その他必要に応じて顧問をおくことができる。
- 第11条 会長は本会を代表し、会務を統括し、理事会の議長となる。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 第12条 理事は団体を代表し理事会に出席し会務を審議する。
- 第13条 理事長は本会の事業運営業務を処理する。
- 第14条 常務理事は本会の事業運営業務を補佐処理する。
- 第15条 監査は本会の会計を監査し必要あれば理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第16条 会長は必要に応じ理事会に顧問の出席を求めることができる。
- 第17条 理事は原則として、下記により選出する。理事の任期は1年とする（再任は妨げない）。
1. 団体会員（1団体30名まで1名、30名を超えるごとに1名増員することができる）
 2. 学校団体会員（各団体1名）
- 第18条 会長、副会長、監査は会員の中から理事会で選出しその任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第19条 理事長、常務理事は理事の中より会長が指名する。

第20条 顧問は理事会の推薦に基づき会長が委属する。

第21条 本会役員の弔事に際しては、次の通り弔意を表す

1. 本人死亡 香典

第22条 本会役員以外にも本会に貢献があり、会長が必要と認めた場合は弔意を表すことができる。

第4章 理 事 会

第23条 定時理事会は毎年1回2月に開き、次の議案を必ず議決する。

1. 前年度の収支決算及び事業報告
2. 当該年度の予算及び事業計画

第24条 臨時理事会は必要に応じ会長が招集する。

第25条 理事会は理事の過半数が出席しなければ成立しない。欠席の場合は委任状をもって出席とし代理をも認める。

第26条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。

第27条 理事会の決議は持ちまわり決議によることができる。

第5章 規約の変更

第28条 本会の規約変更は、理事会の決議によらなければならない。

附則

本会の規約は平成3年1月より施行する

本会の規約は平成13年2月より改定施行する（第8条金額改定）

本会の規約は平成17年2月より改定施行する（第3条第1項削除、第4条変更）

本会の規約は平成18年2月より改定施行する（第18条任期改定）

本会の規約は平成22年2月より改定施行する（第4条変更）

本会の規約は平成23年2月より改定施行する（専務理事の名称を理事長に変更）

本会の規約は平成24年2月より改定施行する（第21条、第22条を追加）

本会の規約は平成26年3月より改定施行する（第8条金額改定）

本会の規約は平成28年3月より改定施行する（第8条第1項第2号）

本会の規約は平成29年8月より改定施行する（第1条変更）

本会の規約は令和6年3月より改定施行する（第8条納入期限）

本会の規約は令和7年3月より改定施行する（第4条主催行事、第21条変更）